

医療介護総合確保促進法に基づく平成26年度兵庫県計画 概要

【現状と課題】

急速な少子高齢化の進展、疾病構造の変化、在宅医療ニーズ等の増加など医療を取り巻く状況が大きく変化している中、県民一人ひとりがいきいきと暮らし、健康で充実した生涯を送ることができ、「元気で安心安全な兵庫」の実現が必要

①少子高齢化の進展

人口減少局面に突入している中で、年少・生産年齢人口の構成割合が下降する一方、高齢人口は上昇の一途を辿り、今後、少子高齢化が急激に進行する見込

【人口推移・年齢階層別構成率(千人、%)】

区分	H22	H27	H32	H37	H47
本県人口	5,588	5,522	5,422	5,269	4,888
0～14歳	13.6%	12.8%	11.9%	11.1%	10.2%
15～64歳	63.3%	60.0%	58.8%	58.3%	56.3%
65歳以上	23.1%	27.1%	29.3%	30.4%	33.5%
65～74歳	12.3%	14.3%	14.0%	12.0%	13.5%
75歳以上	10.8%	12.8%	15.3%	18.3%	20.0%

②疾病構造の変化

がん、心疾患、脳血管疾患の三大生活習慣病で全死亡の6割近くを占めている状況の中、特にがんについては、今後の高齢化とともに罹患者数・死亡者数は増加する見込

【死因別死亡数(人口10万人)の推移】

区分	S50	S60	H12	H22
全死因	619.5	643.5	763.1	936.2
悪性新生物	19.8%	25.1%	32.1%	30.8%
心疾患	13.7%	19.0%	15.1%	15.3%
脳血管疾患	21.7%	15.3%	11.8%	9.1%
その他	44.8%	40.6%	41.0%	44.7%

③在宅医療・介護のニーズの増加

国民の6割が終末期の療養場所として自宅で療養を望んでおり、また、介護・支援が必要な認知症高齢者の増加中、要介護状態になっても、自宅で介護を希望する人が4割を超えるなど、在宅医療・介護のニーズは今後ますます高まる見込

【介護・支援認知症高齢者数】

区分	H22	H37	伸び率
要介護・支援認知症高齢者数	122千人	211千人	73.0%

【計画の方向性】

I 病床機能の連携・分岐による良質で効率的な医療提供体制の確保

医療ニーズが多様化する中、県民が必要とする各医療局面において、適切な医療が提供できよう、また、急性期から在宅医療に至るまで一連の医療サービスが切れ目なく提供できよう、医療機関相互の機能分担やICTの活用などによる連携を進め、限られた医療資源を有効に活用し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保

II 在宅医療の推進

今後の高齢者及び必要介護高齢者の増加に対応するため、在宅医療を担う医療機関の連携及び在宅医療機関と介護事業者の連携体制を構築

また、質の高い在宅医療サービスを提供するため、多職種連携体制の強化や在宅医療を担う医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の資質向上を図るなど、質・量の両面から、在宅医療体制を充実・強化

III 医療人材の確保・養成

医療提供体制の充実のためには、それを支える人材の確保が必要であることから、医師・看護職員の確保はもとより、限られた医療資源の中にあってもより高度で幅広いサービスを提供できるよう、他の職種とのチーム医療の取組を推進加えて、医療機関の勤務環境改善を通じて働きやすい職場環境を提供するなど、多方面から医療従事者を確保・養成

I 病床機能の連携・分岐による良質で効率的な医療提供体制の確保

1 ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備

- ・神戸圏域医療介護連携共有システム構築事業
- ・神戸圏域において、医療機関の患者情報や介護施設等の実態等に関する共有を図るため、神戸圏域を連携
- ・淡路地域医療連携システム整備事業
- ・淡路圏域において、圏域の中核病院と近隣診療所病院の間で患者情報等の共有を図るため、ネットワークを整備

2 医療提供体制の改革

- ・柏原病院・柏原赤十字病院統合再編事業
- ・丹波圏域の安定的・継続的な医療提供体制の確保のため、県立柏原病院及び柏原赤十字病院を統合再編

II 在宅医療体制の充実・強化

1 在宅医療体制の整備・人材の養成

- ・兵庫県在宅医療・介護連携拠点整備事業
- ・県下全域で在宅医療・介護連携を推進するため、医療関係者・介護関係者・行政が参加した協議会を全県・各地域単位で設置し、連携に向けた取組を推進

2 在宅診療医療の推進

- ・在宅診療医療連携推進強化事業
- ・訪問歯科診療体制の充実を図るため、訪問歯科診療を行う、かかりつけ歯科医を支援する在宅診療医療連携室の機能を強化

3 在宅薬剤医療の推進

- ・訪問薬剤師育成等事業
- ・訪問薬剤管理指導を行う薬剤師を確保するため、薬局薬剤師等を対象にした研修等を実施

III 医療人材の確保・養成

1 医師の確保

- ・地域医療マインドの向上を図るための人材育成事業
- ・地域圏内の解消を図るため、地域医療機関従事医師及び地域医療を志向する医学生への支援等を実施

2 看護職員の確保

- ・ナースセンター充実強化事業
- ・看護職員の確保を図るため、ナースセンター機能の充実・強化により、きめ細やかな就業支援等を実施

3 その他医療従事者の確保

- ・女性薬剤師復職支援事業
- ・潜在薬剤師の掘り起こし及び復職支援研修等を実施

4 医療従事者の勤務環境改善

- ・病院内保育所運営費補助事業
- ・子供を持つ医療従事者が働き続けられることができるよう、病院内保育所の運営費の一部を支援

1 区分	2 事業	3 基準額
医療事業	医療及び介護の総合的な確保のための事業であって、都道府県計画で定めるもののうち、次に掲げる事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 ・居宅等における医療の提供に関する事業 ・医療従事者の確保に関する事業 	厚生労働大臣が必要と認める額
介護施設等整備事業	医療及び介護の総合的な確保のための事業であって、都道府県計画で定めるもののうち、次に掲げる事業 <ul style="list-style-type: none"> ・介護施設等の整備に関する事業 	厚生労働大臣が必要と認める額
介護従事者確保事業	医療及び介護の総合的な確保のための事業であって、都道府県計画で定めるもののうち、次に掲げる事業 <ul style="list-style-type: none"> ・介護従事者の確保に関する事業 	厚生労働大臣が必要と認める額

(交付の条件)

- 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 基金造成事業に要する各区分（医療事業、介護施設等整備事業、介護従事者確保事業）の経費の配分は変更してはならないものとする。
 - (2) 基金造成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 基金造成事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (4) 基金造成事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (5) 基金造成事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
 - (6) 交付金と基金造成事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1及び別紙様式2による調書を作成するとともに、基金造成事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
 - (7) 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
 - (8) 都道府県は、毎年度基金事業（管理運営要領に定める基金事業をいう。）に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- (9) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额（運用益を含む）に3分の2を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (10) 基金の解散後においても、事業者からの返還等が生じた場合には、これに3分の2を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）を国庫に納付しなければならない。
- (11) 都道府県は、基金の取扱いについては管理運営要領の定めるところにより行わなければならない。

（申請手続）

- 6 この交付金の交付の申請は、別紙様式3及び別紙様式4による申請書に都道府県計画（写）及び関係書類を添えて、平成27年7月10日までに、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

- 7 交付金の交付決定後の基金造成事業の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式5及び別紙様式6による変更申請書に関係書類を添えて、平成28年1月31日までにを行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 8 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（実績報告）

- 9 この交付金の事業実績報告は、基金造成事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成28年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式7及び別紙様式8による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（その他）

- 10 特別の事情により、4、6、7及び9に定める算定方法又は手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。